和光市わこうっこクラブ(北及び中央エリア)の管理運営に関する年度協定書

和光市(以下「甲」という。)と地方自治法第244条の2に定める指定管理者(以下「指定管理者」という。)である社会福祉法人和光市社会福祉協議会(以下「乙」という。)とは、令和3年2月10日に、北エリア及び中央エリアの和光市わこうっこクラブ(以下「本施設」という。)の管理運営に関して締結した基本協定書(以下「基本協定」という。)に基づき、管理運営に関する年度協定書(以下「年度協定」という。)を締結する。

(年度協定の目的)

第1条 年度協定は本施設の管理運営業務(以下「本業務」という。)の各年度の業務内容 及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

(年度協定の期間)

第2条 本協定期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。 (業務内容)

- 第3条 甲及び乙は、令和7年度の本業務の内容は、基本協定第7条に定めるとおりであることを確認する。また、当該年度の事業計画書に基づき事業を行うこととする。
- 2 他のわこうっこクラブ、学童クラブ及び児童館との効果的且つ効率的な連携を行うも のとする。

(指定管理料)

- 第4条 甲は、乙に対し、本施設の指定管理料を別紙のとおり支払うものとする。
- 2 乙は、甲に対し、指定管理料を毎月書面をもって請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求が適正と認めたときは、当該書面を受理した日から30 日以内に、乙に対し指定管理料を支払うものとする。
- 4 乙は、指定管理料のうち、金3万円については基本協定第14条第3項に定める乙の 見積りによる1件につき10万円(消費税及び地方消費税を除く。)以内の修繕(以下「対 象修繕」という。)に使用し、年度終了後余剰金が発生した場合は、甲乙確認後、乙は甲 に返還するものとする。なお乙の予算額にかかわらず、対象修繕については乙が負担す るものとする。
- 5 乙は、指定管理料のうち、金25万2千円については基本協定第19条第2項に定める乙の見積りによる1件につき10万円(消費税及び地方消費税を除く。)未満の物品等の購入(以下「対象物品購入」という」。)に使用し、年度終了後余剰金が発生した場合は、甲乙確認後、乙は甲に返還するものとする。なお乙の予算額にかかわらず、対象物品購入については乙が負担するものとする。

- 6 乙は、年度終了後に指定管理料(第4項、第5項に規定する不用額及び基本協定第2 8条第2項に定める乙が甲に返還する金額を除く。)から本業務に要した経費の額を除し て得た額に残額が生じた場合は、当該残額を余剰金とし、当該余剰金の額に100分の 30を乗じて得た額(1円未満切捨て)を甲に返還するものとする。
- 7 本業務に必要な事務用及び業務用パソコン、コピー機及び印刷機はリース対応とし、 乙が事業者と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

(物品等の管理)

- 第5条 乙は物品等について台帳を整備し、適正な管理に努めるものとする。
- 2 乙は、基本協定第19条に定める備品 I 種及び備品 II 種について廃棄をする場合、事前に甲に報告しなければならない。

(情報の開示)

第6条 企画提案書の情報公開の開示請求があったときは、甲が条例に基づき開示するものとする。

(研修の参加)

- 第7条 乙は、甲が開催する研修会等(人権・個人情報保護等)に施設職員が参加することについて、配慮するものとする。
- 2 乙は、職員に対して、施設の管理運営に必要な研修(接遇、人権、個人情報保護等) を実施すること。

(疑義等の決定)

第8条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定に も定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

- 甲 埼玉県和光市広沢1番5号 和 光 市 和光市長 柴﨑 光子
- 乙 埼玉県和光市南1丁目23番1号 社会福祉法人 和光市社会福祉協議会 会 長 木田 亮

別紙

月	指定管理料	
4月	6, 288, 425	円
5月	6, 288, 425	円
6月	6, 288, 425	円
7月	6, 288, 425	円
8月	6, 288, 425	円
9月	6, 288, 425	円
10月	6, 288, 425	円
11月	6, 288, 425	円
12月	6, 288, 425	円
1月	6, 288, 425	円
2月	6, 288, 425	円
3月	6, 288, 425	円
合 計	75, 461, 100	円

指定管理料には、消費税及び地方消費税を含む。